

改 正 案	現 行
<p>（任務及び所掌事務）</p> <p>第五条 国家公安委員会は、国の公安に係る警察運営をつかさどり、警察教養、警察通信、情報技術の解析、犯罪鑑識、犯罪統計及び警察装備に関する事項を統轄し、並びに警察行政に関する調整を行うことにより、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持することを任務とする。</p> <p>2 国家公安委員会は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 次に掲げる事案で国の公安に係るものについての警察運営に関すること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>八 国際関係に重大な影響を与え、その他国の重大な利益を著しく害するおそれのある航空機の強取、人質による強要、爆発物の所持その他これらに準ずる犯罪に係る事案</p> <p>五 （略）</p> <p>六 次のいずれかに該当する広域組織犯罪その他の事案（以下「広域組織犯罪等」という。）に対処するための警察の態勢に関すること。</p> <p>イ 全国の広範な区域において個人の生命、身体及び財産並びに公共の</p>	<p>（任務及び所掌事務）</p> <p>第五条 国家公安委員会は、国の公安に係る警察運営をつかさどり、警察教養、警察通信、犯罪鑑識、犯罪統計及び警察装備に関する事項を統轄し、並びに警察行政に関する調整を行うことにより、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持することを任務とする。</p> <p>2 国家公安委員会は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 次に掲げる事案で国の公安に係るものについての警察運営に関すること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>八 国際関係に重大な影響を与え、その他国の重大な利益を著しく害するおそれのある航空機の強取、人質による強要その他これらに準ずる犯罪に係る事案</p> <p>五 （略）</p> <p>六 全国の広範な区域において個人の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれのある広域組織犯罪その他の事案（以下「広域組織犯罪等」という。）に対処するための警察の態勢に関する</p>

安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案

ロ 国外において日本国民の生命、身体及び財産並びに日本国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある事案

七 (略)

八 国際刑事警察機構、外国の警察行政機関その他国際的な警察に関する関係機関との連絡に関する事案

九 十六 (略)

十七 犯罪の取締りのための電子情報処理組織及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式)その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。()の解析その他情報技術の解析に関する事案

十八 二十二 (略)

二十三 前各号に掲げる事務を遂行するために必要な監察に関する事案

二十四 (略)

三・四 (略)

(監察の指示等)

第十二条の二 国家公安委員会は、第五条第二項第二十三号の監察について必要があると認めるときは、警察庁に対する同項の規定に基づく指示を具體的又は個別的な事項にわたるものとすることができる。

二・三 (略)

(内部部局)

第十九条 (略)

二 刑事局に組織犯罪対策部を、警備局に外事情報部を置く。

る事案

七 (略)

八 十五 (略)

十六 二十 (略)

二十一 前各号に掲げる事務を達成するために必要な監察に関する事案

二十二 (略)

三・四 (略)

(監察の指示等)

第十二条の二 国家公安委員会は、第五条第二項第二十一号の監察について必要があると認めるときは、警察庁に対する同項の規定に基づく指示を具體的又は個別的な事項にわたるものとすることができる。

二・三 (略)

(内部部局)

第十九条 (略)

二 長官官房に国際部を、刑事局に暴力団対策部を置く。

(長官官房の所掌事務)

第二十一条 長官官房においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十八 (略)

十九 所管行政に係る国際協力に関する事務の総括に関する事。

二十 (略)

(刑事局の所掌事務)

第二十三条 刑事局においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 (略)

五 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

六 組織犯罪の取締りに関すること(他局の所掌に属するものを除く)。

七 国際捜査共助に関する事。

(長官官房の所掌事務)

第二十一条 長官官房においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十八 (略)

十九 次に掲げる事務に関する企画、立案及び調整に関する事。

イ 所管行政に係る国際協力に関する事。

ロ 国際的な警察に関する事。

ハ 外国人に係る警察に関する事。

ニ 国際捜査共助に関する事。

二十一 前二号に掲げるもののほか、所管行政に係る国際関係事務のうち、基本的なものその他他の部局において処理することが適当でないものに関する事。

二十二 (略)

2 国際部においては、前項第十九号から第二十一号までに掲げる事務をつかさどる。

(刑事局の所掌事務)

第二十三条 刑事局においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 (略)

2 組織犯罪対策部においては、前項第一号に掲げる事務のうち次に掲げるもの及び同項第四号から第七号までに掲げる事務をつかさどる。

一 国際的な犯罪捜査に関すること。

二 国際刑事警察機構との連絡に関すること。

(警備局の所掌事務)

第二十四条 警備局においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 警護に関すること。

四 警備実施に関すること。

五 (略)

2 外事情報部においては、前項第一号に掲げる事務のうち外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人に係るものをつかさどる。

(情報通信局の所掌事務)

第二十五条 情報通信局においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 犯罪の取締りのための情報技術の解析に関すること。

四・五 (略)

(管区警察局の設置)

2 暴力団対策部においては、前項第四号に掲げる事務をつかさどる。

(警備局の所掌事務)

第二十四条 警備局においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 (略)

(情報通信局の所掌事務)

第二十五条 情報通信局においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいふ。)の解析その他情報通信の技術を利用する犯罪の取締りのための情報通信の技術に関すること。

四・五 (略)

(管区警察局の設置)

第三十条 警察庁に、その所掌事務のうち、第五条第二項第二号、第四号から第十三号まで、第十五号から第十八号まで及び第二十一号から第二十四号までに掲げるものに係るものを分掌させるため、地方機関として、管区警察局を置く。

2 管区警察局の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

名	称位	置管	轄	区	域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
関東管区警察局	さいたま市	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県
		神奈川県	新潟県	山梨県	長野県
					静岡県

(東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部)

第三十三条 警察庁に、その所掌事務のうち、東京都及び北海道の区域における第五条第二項第十六号及び第十七号に掲げるものに係るものを分掌させるため、地方機関として、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部を置く。

2 東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部に、部長を置く。

3 東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部の位置及び内部組織は、内閣府令で定める。

第三十条 警察庁に、その所掌事務のうち、第五条第二項第二号、第四号から第十二号まで、第十四号から第十六号まで及び第十九号から第二十二号までに掲げるものに係るものを分掌させるため、地方機関として、管区警察局を置く。

2 管区警察局の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

名	称位	置管	轄	区	域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
関東管区警察局	大宮市	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県
		神奈川県	新潟県	山梨県	長野県
					静岡県

(東京都警察通信部及び北海道警察通信部)

第三十三条 警察庁に、その所掌事務のうち、東京都及び北海道の区域における第五条第二項第十五号に掲げるものに係るものを分掌させるため、地方機関として、東京都警察通信部及び北海道警察通信部を置く。

2 東京都警察通信部及び北海道警察通信部に、部長を置く。

3 東京都警察通信部及び北海道警察通信部の位置及び内部組織は、内閣府令で定める。

(皇宮護衛官の階級、職務等)

第六十九条

1 ～ 4 (略)

5 警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)第一条、第五条、
第六条第一項、第三項及び第四項並びに第七条の規定は皇宮護衛官の職務
の執行について、同法第四条の規定は皇宮護衛官の警備の職務の執行につ
いて準用する。この場合において、同法第一条第二項中「又は駐在所」と
あるのは「若しくは駐在所又はこれらに相当する皇宮警察本部の施設」と
、同条第三項中「駐在所」とあるのは「駐在所若しくはこれらに相当する
皇宮警察本部の施設」と、同法第四条第二項中「所属の公安委員会」とあ
るのは「国家公安委員会」と、「公安委員会は」とあるのは「国家公安委
員会は」と読み替えるものとする。

6 (略)

(皇宮護衛官の階級等)

第六十九条

1 ～ 4 (略)

5 皇宮護衛官の武器の使用については、警察官職務執行法(昭和二十三年
法律第百三十六号)第七条の規定を準用する。

6 (略)

改 正 案	第 一 条 の 改 正 規 定 の 施 行 後
<p>（長官官房の所掌事務）</p> <p>第二十一条 長官官房においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 個人情報の保護に関すること。</p> <p>十 二十一（略）</p>	<p>（長官官房の所掌事務）</p> <p>第二十一条 長官官房においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 二十（略）</p>